

業務仕様書

1 業務名称及び所在地

- (1) 業務名称
令和8年度定山溪観光駐車場除排雪業務
- (2) 所在地
定山溪観光駐車場
札幌市南区定山溪温泉東4丁目（約1,600㎡）

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

3 業務内容

- (1) 除雪は、積雪量が概ね10cm以上となった場合に行うものとする。ただし、委託者から特に指示があった場合には、積雪量にかかわらず除雪を行うものとする。
- (2) 排雪は、委託者が必要と認めた場合に行うものとする。
- (3) 使用機械等（区分）
 - ア タイヤショベル（1.2㎡ 以下）
 - イ ダンプトラック（4t）
 - ウ 普通作業員
- (4) 予定数量
 - ア タイヤショベル（1.2㎡ 以下） 28時間
 - イ ダンプトラック（4t） 60台
 - ウ 普通作業員除雪 14時間

※ これについては昨年度実績等を元に想定しているものだが、この数量の発注を保証するものではない。

4 機材器具等

業務の履行に当たり、必要な機材器具等は全て受託者の負担で確保するものとする。

5 作業時間

原則として早朝に実施し、午前8時までに完了すること。周囲への影響を考慮し、事情やむを得ない場合を除いて夜間の作業は極力控えること。その他委託者の指示があったときはその指示に従うものとする。

6 安全の確保

作業の実施に当たっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

7 事故処理等

受託者は、業務上事故が生じた場合又は第三者に損害を与えた場合には適切な処置を行うとともに、速やかに委託者に状況を報告するものとする。

8 提出書類

- (1) 受託者は、実施した作業内容や、使用機械等の区分毎に稼働時間を作業日報に記載すること。また、作業日報には、実施前と実施後の写真を添付すること。なお、作業日報は作業（除雪・排雪）別にそれぞれ作成すること。
- (2) 受託者は、毎月、使用機械等の区分毎に稼働時間を集計し、実施報告書とともに委託者に提出すること。
- (3) 業務完了時には、完了届を提出すること。

9 支払

- (1) 除雪については、使用機械等の区分毎に、1時間当たりの単価契約とする。
- (2) 排雪については、1回（台）当たりの単価契約とする。
- (2) 消費税法及び地方税法に基づき、課税業者については、単価に消費税及び地方消費税額を含むものとする。
- (3) 1ヶ月ごとに集計した時間で1時間に満たないものは、10分ごとに1時間当たり単価の6分の1の金額を加算する。
- (4) 前項の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

10 その他

- (1) 受託者はあらかじめ委託者と業務内容について打合せを行うこと。
- (2) 堆雪場にはポール等の目印を設置し、堆雪の重みでフェンス等が変形しないよう、十分配慮すること。
- (3) 作業車両には必ず助手を配置し、当該作業車両の誘導等に従事させること。
- (4) 作業車両の駐車中はアイドリングストップをすること。また、作業に伴う騒音・振動の発生に配慮すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項は、委託者の指示に従うこと。